議 事 録

第 9 回

東村農業委員会総会

平成30年9月25日

### 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時:平成30年9月25日(火)午後1時30分~午後16時30分

2. 開催場所:東村役場 小会議室

3. 出席委員:農業委員(6人)

1番(会長)	肥後豊光	2番(委員)	渡邉勉
3番(委員)	吉 元 博	5番(委員)	喜屋武 美恵子
6番 (委員)	比 嘉 昌 太	7番(職務代理)	宮城善則

### 農地利用最適化推進委員(4人)

金城 良信(欠席)	宮城哲也
親泊康博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員: 推進委員 金城 良信

5. 議事録署名委員:3番 吉元 博 5番 喜屋武 美恵子

6. 書 記:農業委員会事務局 久高将治

7. 議 案:議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (3 件) 議長 ただいまより、平成30年第9回東村農業委員会総会を開催致します。 会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者**6**名、欠席者**0**名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、3 番吉元委員と、5 番喜屋武委員を指名致します。

また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 19 号から第 20 号までとなっております。

(3条)

議長 それでは、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号17について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)

以上につきましては、字宮城美里原地内での農地の売買に係る農地法3条の申請であります。本案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

## (質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第19号、 農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号17について、 討論を省略し審議結果を可とすることに、ご異議ありませんか。

## (異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第19号、農地法第3条 の規定による許可申請についての整理番号17について、審議結果を可とすることに決定されました。

(5条①)

議長 次に、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついての整理番号3及び整理番号4については、関連いたしますので 一括して事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字宮城サジ原及び字平良中原地内での農地の一時転用に係る農地法5条第1項の申請であります。本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による営農型太陽 光発電設備を設置するための賃借権設定による一時転用申請となっております。 本件に係る許可制度上の取扱いについては、平成30年5月15日付け農林水産省農村振興局長からの通知により、判断する こととされており、この通知の2-(2)ア〜キについて確認したところ、許可条件を満たすものと判断いたしましたが、下部農地での適切な営農の継続及び確実性において疑義がございす。従いまして事務局といたしましては、疑義事項を付して県へ進達するという意見決定で提案致します。

なお、農林水産省の取扱い通知については、お手元に配布しております。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

#### (質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第20号、 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号3及び 整理番号4について、討論を省略し審議結果を疑義事項を付して県へ 進達することに、ご異議ありませんか。

# (異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第20号、農地法第5条 第1項の規定による許可申請についての整理番号3及び整理番号4に ついて、審議結果を疑義事項を付して県へ進達することに決定されま した。

(5条②)

議長 次に、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついての整理番号5について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略) 以上につきましては、字平良宇出那覇原地内での農地の一時転用に 係る農地法 5 条第 1 項の申請であります。本案件につきましては、 農地法第 5 条第 1 項の規定による営農型太陽光発電設備を設置する ための賃借権設定による一時転用申請となっております。 本件に係 る許可制度上の取扱いについては、平成 30 年 5 月 15 日付け農林水 産省農村振興局長からの通知により、判断することとされており、 この知の 2-(2)ア~キについて確認したところ、許可条件を満たす ものと判断いたしましたが、下部農地での適切な営農の継続及び確 実性において疑義がございす。従いまして事務局といたしましては、 疑義事項を付して県へ進達するという意見決定で提案致します。 御審議の程よろしくお願い致します。

議長以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(6番 比嘉 委員挙手あり)

議長 6番 比嘉 委員

(6番 比嘉 委員質疑)

提出されています営農計画書の内容についてですが、私としても疑義があります。キクラゲの生産を行うようですが、年間で何回収穫するのか、また、回数を重ねると収量が落ちますので、その点を踏まえて計画されているのかが気になります。また、太陽光パネル下部のキクラゲ生産以外の部分の農地の使用方法についても疑義があります。

事務局 比嘉委員質疑ありがとうございます。

今ありました疑義事項についても追加いたしまして県へ進達したいと 思います。

議 長 他に質疑ありませんか。

## (質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第20号、 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号5について、討論を省略し審議結果を疑義事項を付して県へ進達とすることにご異議ありませんか。

## (異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第20号、農地法第5条

第1項の規定による許可申請についての整理番号5について、審議結果を疑義事項を付して県へ進達することに決定されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして 第9回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。